

佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月22日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第42号

佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(佐賀県税条例施行規則の一部改正)

第1条 佐賀県税条例施行規則(昭和30年佐賀県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第11号その1 略 (注意事項) 1・2 略 3 延滞金額の計算 (1) 法定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント(指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、 <u>年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合)</u> )の割合を乗じて得た金額が延滞金額となります。 (2)・(3) 略 4・5 略 略	様式第11号その1 略 (注意事項) 1・2 略 3 延滞金額の計算 (1) 法定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント(指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、 <u>当該特例による割合を乗じて計算した金額</u> )に相当する額が延滞金額となります。 (2)・(3) 略 4・5 略 略
様式第11号その2 略 注 1 略 2 <u>延滞金の計算</u>	様式第11号その2 略 注 1 略 2 <u>延滞金額の計算</u>

(1) 法定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合）の割合を乗じて得た金額が延滞金額となります。

(2)・(3) 略

3・4 略

様式第13号その1

略

注 1 略

2 延滞金額の計算

(1) 法定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合）の割合を乗じて得た金額が延滞金額となります。

(2)・(3) 略

3・4 略

様式第13号その2

略

注 1 略

2 延滞金額の計算

(1) 法定納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、納

(1) 法定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額）に相当する額が延滞金額となります。

(2)・(3) 略

3・4 略

様式第13号その1

略

注 1 略

2 延滞金額の計算

(1) 法定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額）に相当する額が延滞金額となります。

(2)・(3) 略

3・4 略

様式第13号その2

略

注 1 略

2 延滞金額の計算

(1) 法定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納

入すべき税額に年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合））の割合を乗じて得た金額が延滞金額となります。

(2)・(3) 略

3・4 略

様式第13号その3

略

注 1 略

2 延滞金額の計算

(1) 法定納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、納入すべき税額に年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合））の割合を乗じて得た金額が延滞金額となります。

(2)・(3) 略

3・4 略

付すべき税額に年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額）に相当する額が延滞金額となります。

(2)・(3) 略

3・4 略

様式第13号その3

略

注 1 略

2 延滞金額の計算

(1) 法定納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、納入すべき税額に年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額）に相当する額が延滞金額となります。

(2)・(3) 略

3・4 略

様式第14号その1中「（地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合））の割合を乗じて得た延滞金額」を「）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第14号その2	様式第14号その2

<p>略</p> <p>1・2 略</p> <p>3 口座振替ができなかった場合（期限後納付の場合）</p> <p>(1) 預金残高の不足等により口座振替ができなかった場合において、この税金を納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）につき、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（<u>地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合</u>））の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4 略</p>	<p>略</p> <p>1・2 略</p> <p>3 口座振替ができなかった場合（期限後納付の場合）</p> <p>(1) 預金残高の不足等により口座振替ができなかった場合において、この税金を納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）につき、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（<u>地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額</u>）を加算して納めてください。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4 略</p>
--	--

様式第14号その3及び様式第15号中「（地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合）の割合を乗じて得た延滞金額」を「）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第28号</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 納期限までに税金を納めなかった場合</p> <p>(1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未</p>	<p>様式第28号</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 納期限までに税金を納めなかった場合</p> <p>(1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未</p>

満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は金額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合)の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。

(2)・(3) 略

3 略

様式第30号

略

課税標準額

県たばこ税の税 額について地方税法の規定により次のと  
加算金額

おり更正(決定)したので通知します。不足税額及びこれに対する加算金は、納付(納入)書により 年 月 日までに佐賀県指定金融機関等で納付してください。なお、不足額については、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額(不足税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書により指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合)の割合を乗じて計算した延滞金を加算して徴収します。

略

満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は金額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額)を加算して納めてください。

(2)・(3) 略

3 略

様式第30号

略

課税標準額

県たばこ税の税 額について地方税法の規定により次のと  
加算金額

おり更正(決定)したので通知します。不足税額及びこれに対する加算金は、納付(納入)書により 年 月 日までに佐賀県指定金融機関等で納付してください。なお、不足額については、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額(不足税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書により指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額)を加算して徴収します。

略

様式第39号

略

課税標準額

ゴルフ場利用税の税 額について、地方税法の規定により  
加算金額

次のとおり更正（決定）したので、通知します。

不足税額及びこれに対する加算金は、年 月 日までに同封の納付（納入）書により、佐賀県指定金融機関等で納入（納付）してください。なお、不足税額については、申告書提出期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書により指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合）の割合を乗じて計算した延滞金を加算して徴収します。

略

様式第39号

略

課税標準額

ゴルフ場利用税の税 額について、地方税法の規定により  
加算金額

次のとおり更正（決定）したので、通知します。

不足税額及びこれに対する加算金は、年 月 日までに同封の納付（納入）書により、佐賀県指定金融機関等で納入（納付）してください。なお、不足税額については、申告書提出期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書により指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して徴収します。

略

様式第51号中「（地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合）の割合を乗じて得た延滞金額」を「）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線のとおりである。

改正前	改正後
<p>様式第53号の5</p> <p>略</p> <p>課税標準量</p> <p>軽油引取税の税 額について、地方税法の規定により次の</p>	<p>様式第53号の5</p> <p>略</p> <p>課税標準量</p> <p>軽油引取税の税 額について、地方税法の規定により次の</p>

加算金額

とおり更正（決定）したので通知します。

不足税額及びこれに対する加算金は、年 月 日までに同封の納付（納入）書により佐賀県指定金融機関等で納入（納付）してください。なお、不足税額については、申告書提出期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書により指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合）の割合を乗じて計算した延滞金を加算して徴収します。

略

加算金額

とおり更正（決定）したので通知します。

不足税額及びこれに対する加算金は、年 月 日までに同封の納付（納入）書により佐賀県指定金融機関等で納入（納付）してください。なお、不足税額については、申告書提出期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書により指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して徴収します。

略

様式第54号その1中「（地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合）の割合を乗じて得た延滞金額」を「）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第54号その3</p> <p>略</p> <p>1・2 略</p> <p>3 口座振替ができなかった場合（期限後納付の場合）</p> <p>(ア) 預金残高の不足等により口座振替ができなかった場合において、この税金を納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が</p>	<p>様式第54号その3</p> <p>略</p> <p>1・2 略</p> <p>3 口座振替ができなかった場合（期限後納付の場合）</p> <p>(ア) 預金残高の不足等により口座振替ができなかった場合において、この税金を納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が</p>

2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)につき、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合))の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。

(イ)・(ウ) 略

4 略

2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)につき、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額)を加算して納めてください。

(イ)・(ウ) 略

4 略

様式第67号中「(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合)の割合を乗じて得た延滞金額」を「)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額)」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第69号 略 1 略 2 納期限までに税金を納めなかった場合 (1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、<u>当該特例基準割合</u>))の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。</p>	<p>様式第69号 略 1 略 2 納期限までに税金を納めなかった場合 (1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、<u>当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額</u>)を加算して納めてください。</p>

(2)・(3) 略 3 略	(2)・(3) 略 3 略
------------------	------------------

様式第69号の2中「(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合)」の割合を乗じて得た延滞金額」を「)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額)」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第99号その1 略 1 略 <u>2 延滞金</u> ア 計算方法 延滞金は、納期限の翌日から納付(納入)の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、<u>地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合)</u>)の割合を乗じて計算して得た金額です。 イ 略 3 略</p>	<p>様式第99号その1 略 1 略 <u>2 延滞金</u> ア 計算方法 延滞金額は、納期限の翌日から納付(納入)の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、<u>当該特例による割合を乗じて計算した額</u>)に相当する金額です。 イ 略 3 略</p>

様式第99号その2中「延滞金は」を「延滞金額は」に、「(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合)」の割合を乗じて計算して得た金額」を「)の割合を乗じて計算した額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した額に相当する金額)」に改める。

(佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第2条 佐賀県産業廃棄物税条例施行規則(平成17年佐賀県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第20号 略</p> <p style="text-align: center;">課税標準量</p> <p>産業廃棄物税の税 額について、次のとおり更正（決定） 加算金額</p> <p>しましたので、地方税法第733条の16第4項、第733条の18第6項の規定により通知し、同法第13条の規定により告知します。</p> <p>不足税額及びこれに対する加算金は、年月日までに同封の納付（納入）書により佐賀県指定金融機関等で納入（納付）してください。</p> <p>なお、不足税額については、申告書提出期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書により指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（<u>地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合</u>））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収します。</p> <p>略</p>	<p>様式第20号 略</p> <p style="text-align: center;">課税標準量</p> <p>産業廃棄物税の税 額について、次のとおり更正（決定） 加算金額</p> <p>しましたので、地方税法第733条の16第4項、第733条の18第6項の規定により通知し、同法第13条の規定により告知します。</p> <p>不足税額及びこれに対する加算金は、年月日までに同封の納付（納入）書により佐賀県指定金融機関等で納入（納付）してください。</p> <p>なお、不足税額については、申告書提出期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書により指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（<u>地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てる。）</u>）を加算して徴収します。</p> <p>略</p>

（佐賀県核燃料税条例施行規則の一部改正）

第3条 佐賀県核燃料税条例施行規則（平成21年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第3号(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>1 不足税額に対しては、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数の金額又は全額を切り捨てる。)に、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合))の割合を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てる。)の延滞金を加算して納付してください。</p> <p>2・3 略</p>	<p>様式第3号(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>1 不足税額に対しては、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数の金額又は全額を切り捨てる。)に、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てる。))を加算して納付してください。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則及び佐賀県核燃料税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。